

第5期 玉村町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

<計画期間：平成24年度～26年度>



平成24年3月

玉 村 町

計画の背景

わが国の人口動態を見ると、平成27（2015）年には、人口規模の最も大きい“団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）”が高齢期を迎え、わが国がかつて経験したことのない超高齢社会が到来します。

さらに、高齢者数の増加とともに核家族化が進行しており、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、地域において支援が必要な高齢者や高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

こうしたなか、介護予防の推進や介護保険サービスの基盤充実とともに、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯の実態を踏まえた見守り体制や、家族介護者支援の充実等、介護を必要としている高齢者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保が重要となります。

第5期計画では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に取り組むことが必要とされています。

以上のような背景を踏まえ、この度、高齢者の健康づくりや介護予防の推進、地域包括ケア体制の拡充をより一層進めるための指針として「第5期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、高齢者が安心していきいきと暮らしていくことのできるまちづくりを目指すものです。

計画の法的位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を、同法第117条第4項の規定に基づき「高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するものです。



計画の期間および見直し時期

計画の期間については、介護保険法において3年を1期として3年ごとに見直すものと規定されていることから、本計画の期間を、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年次とする3か年計画とします。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画											
第2期事業運営期間			第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画								
			第3期事業運営期間			第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
						第4期事業運営期間			第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
									第5期事業運営期間		

重点課題

玉村町では、誰もが健康的にそれぞれ生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境と、介護が必要な状態になっても尊厳を持って自宅で自立した生活を送ることができる社会を目指し、次の重点課題に取り組みます。

取り組みおよび重点課題

- (1) 地域包括ケアの推進
- (2) 介護サービス基盤整備
- (3) 介護サービスの質的向上
- (4) 介護予防の推進
- (5) 認知症高齢者支援対策の推進
- (6) 高齢者の積極的な社会参加
- (7) 高齢者の居住に係る施策との連携



基本目標

施策項目

I 健康づくりの推進

- 1 自己健康管理意識の啓発
- 2 健康増進支援の強化
- 3 介護予防の推進

II 充実した地域活動支援

- 1 就労支援
- 2 学習・趣味活動支援

III 安全な生活環境支援

- 1 自立生活支援
- 2 住環境の整備
- 3 防犯・防災対策の推進
- 4 権利擁護・虐待防止の推進
- 5 地域協力体制の拡充

IV 充実した介護環境づくり

- 1 サービス提供体制の改善
- 2 地域包括支援体制の充実
- 3 質的向上推進
- 4 相談・支援体制の充実



基本目標Ⅰ 健康づくりの推進

生涯を通じて健康に過ごせるよう、一人ひとりの生活習慣病予防および健康保持・増進を支援し、高齢になってもできる限り介護を必要とせず、いきいきと暮らせることを目指して、包括的な支援を身近な地域で展開します。

施策項目

- Ⅰ－１ 自己健康管理意識の啓発
- Ⅰ－２ 健康増進支援の強化
- Ⅰ－３ 介護予防の推進



基本目標Ⅱ 充実した地域活動支援

高齢者がいつまでも地域や社会に参加し、生きがいを持って暮らすことができるよう、学び、集い、交流できる活動を支援し、就労や趣味活動、生涯学習、地域活動参加支援などの展開に取り組みます。

施策項目

- Ⅱ－１ 就労支援
- Ⅱ－２ 学習・趣味活動支援



基本目標Ⅲ 安全な生活環境支援

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすために、公的機関による社会福祉サービスの充実や住環境の改善を図るとともに、防犯・防災も含めた地域住民による協力体制の構築を進め、ひとり暮らしや認知症など様々な状態にある高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



施策項目

- Ⅲ－１ 自立生活支援
- Ⅲ－２ 住環境の整備
- Ⅲ－３ 防犯・防災対策の推進
- Ⅲ－４ 権利擁護・虐待防止の推進
- Ⅲ－５ 地域協力体制の拡充

基本目標Ⅳ 充実した介護環境づくり

高齢者の多くが、住み慣れた地域や在宅での介護を希望しています。こうした介護ニーズに対応するためのサービス提供体制の整備に努めるとともに、介護が必要となった場合でも、できる限り自立した生活を支援し、重度化を防ぐ体制を構築します。

また、介護サービスを受けていても、家族介護者の負担は大きいため、家族介護者に対する相談体制やケアを充実させ、負担軽減に取り組みます。

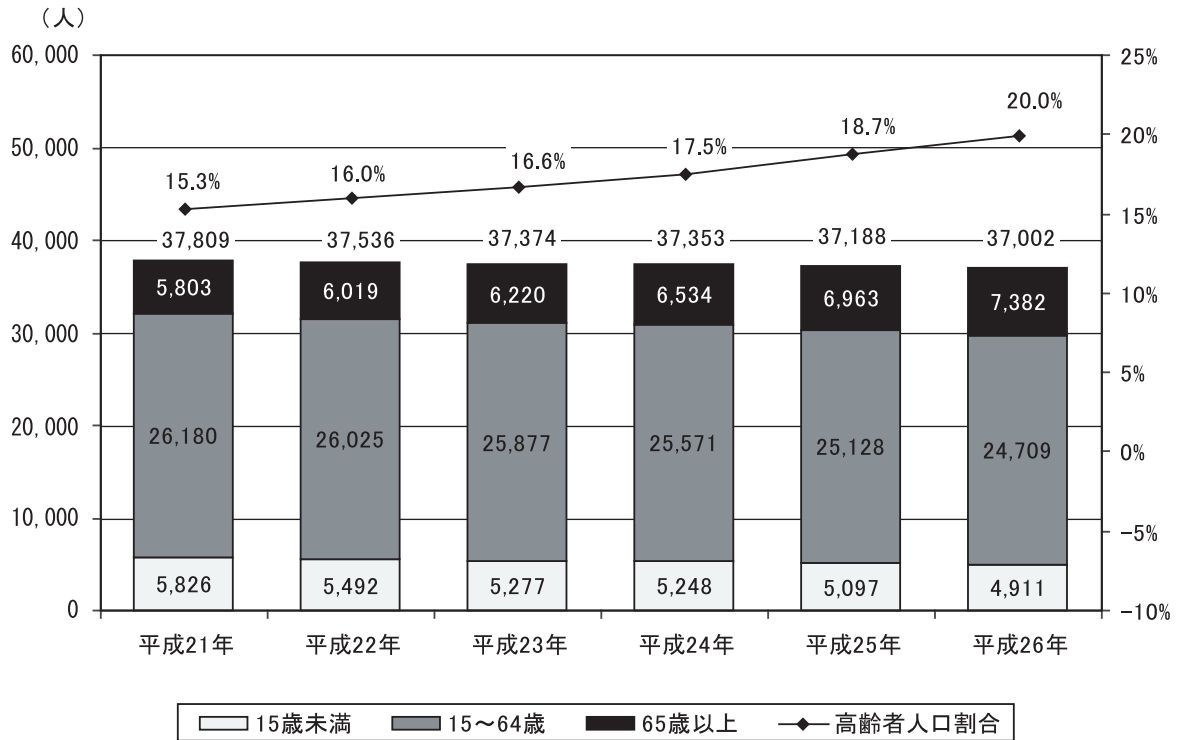


施策項目

- Ⅳ－１ サービス提供体制の改善
- Ⅳ－２ 地域包括支援体制の充実
- Ⅳ－３ 質的向上推進
- Ⅳ－４ 相談・支援体制の充実

人口推計

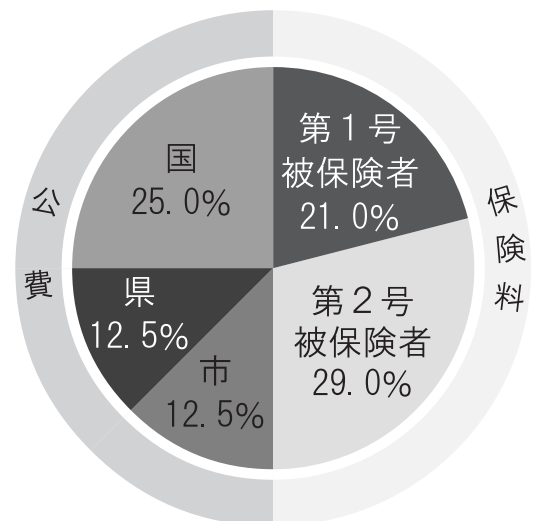
平成19年から平成23年までの各年10月1日現在の住民基本台帳人口(外国人登録含む)を基に、コーホート変化率法を用いて、平成24年から平成26年までの人口を推計しました。総人口では、若干の減少傾向が予測されているものの、高齢者人口(65歳以上人口)は増加傾向が予測されています。この結果、高齢化率は平成21年10月時点の15.3%から平成26年の20.0%へと4.7ポイント上昇すると見込まれます。



介護保険料と財源構成



第5期保険料(月額)	
保険料基準額	4,700円



第1号被保険者の保険料算定

所得段階別の保険料については、低所得者に配慮するとともに、所得状況をより細かく反映するように9段階（特例段階を含む）としました。

段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	
			上段：年額	下段：月額
第1段階	生活保護被保護者、または町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	28,200円	2,350円
第2段階	町民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	28,200円	2,350円
第3段階	町民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	42,300円	3,525円
特例 第4段階	世帯の中に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.85	47,900円	3,991円
第4段階	世帯の中に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	基準額×1.0	56,400円	4,700円（基準額）
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.15	64,800円	5,400円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	70,500円	5,875円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上600万円未満の方	基準額×1.5	84,600円	7,050円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.7	95,800円	7,983円

進 捗 管 理

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玉村町介護保険運営協議会において、成果目標を示し定期的に計画の実施および進捗状況の点検、評価を行います。協働のまちづくりとして、行政と住民の連携強化に努め、住民、地域活動団体、企業との協働により、計画を推進します。

庁内の推進体制として、引き続き高齢者保健、高齢者福祉および介護保険を所管する課が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進します。



第5期 玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：平成24年3月

編集：玉村町

〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田201 TEL 0270-65-2511（代表）